

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（つづき）

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式サイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。申込人（ご加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかを
ご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
☐ 保険金額 ☐ 保険期間 ☐ 対象期間（親子のちからの場合）
☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 対象者および被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）を
ご確認ください。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

東京土建一般労働組合の皆さまへ



ご自身や親御さまに介護が必要になったときの「仕事と介護」の両立のために

親子のちから

認知症
サポートプラン

のご案内

団体割引
30%
OFF

親介護費用補償特約セット団体総合保険

- 医療保険基本特約
- 疾病保険特約
- 介護一時金支払特約
- 軽度認知障害等一時金支払特約セット団体総合保険



その日は突然やってきます。
もしも、ご自身や大切な親御さまが
要介護状態になってしまったら
仕事と介護の両立はとても大変です…

そんな不安を軽減するために
今から準備しておきたい保険

親子のちから

認知症サポートプラン

あなたと親御さまをサポートします！

申込締切日

2025年5月9日（金）

保険期間

2025年6月1日午後4時から
2026年6月1日午後4時まで1年間

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●引受保険会社（担当営業店）

損害保険ジャパン株式会社 北東京支店法人支社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL050-3808-2312
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●募集文書作成部署

損害保険ジャパン株式会社 北東京支店法人支社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL050-3808-2312
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】0570-022808（通話料有料）
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

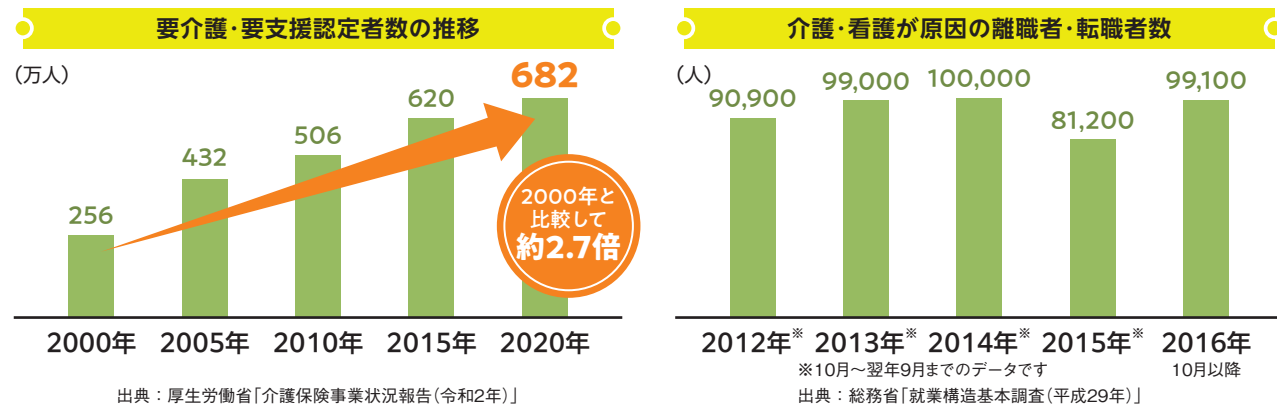
●取扱代理店

介護を取り巻く社会環境

ご存じですか？

いまや誰もが働きながら介護を担う可能性があります

- 要支援・要介護認定者は年々増加し、**2020年時点で約680万人**に達しており、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、さらに増加すると想定されます。
- 親の介護や看護を理由とする**離職者は年間約10万人**発生しています。



仕事と介護の両立を阻むリスク



保険 親子のちから

- 「公的介護保険」ではカバーしきれない介護サービス利用にかかる費用や、給付対象外の介護にかかる所定の費用を補償
- 提携業者をご利用いただいた場合、キャッシュレス対応が可能

Web 認知症ケア/認知機能低下予防



「認知症になってもその人らしく生きられる」ための介護関連サービスを提供

「親子のちから」では
親を介護しながら働く子の仕事と介護の両立
を支援します

特長

1

介護サービス利用 にかかる費用を補償

公的介護保険があるから安心！大丈夫！と思いませんか？
公的介護保険には利用限度額があり、サービス範囲も限られています！

介護にかかる費用

介護者が仕事と介護を両立できる理想のケアプランの設定例

Aさんの場合

- 70歳、同居
- 骨折、認知症
- 要介護2
- 自己負担額1割

時間割	月	火	水	木	金	土	日
朝	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	ショートステイ	ショートステイ
午前	家事代行サービス		家事代行サービス		家事代行サービス		
昼	配食サービス	デイサービス	配食サービス	デイサービス	配食サービス		
午後							
夕方	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護		
夜							

+その他 ショートステイ2回/月、介護ベッドレンタル、車イス・松葉杖レンタル

公的介護保険の対象外の費用は全額自己負担

● 公的介護保険利用限度額 自己負担分(1割)	19,705 ^{※1} 円
● 公的介護保険 利用限度額超過分(全額自己負担)	72,000 ^{※2} 円
● 公的介護保険 対象外サービス分(全額自己負担)	64,000 ^{※2} 円

1か月の自己負担額
155,705円

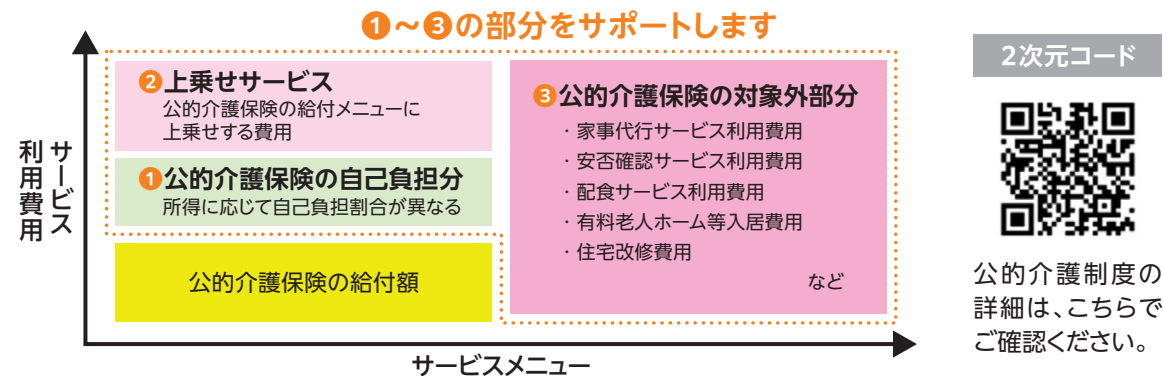
※1 利用限度額197,050円(月額)➡自己負担額19,705円(1割)

※2 お住まいの地域やご利用の事業所によって金額は異なります。費用はあくまでも参考価格であり、実際にかかる費用とは異なります。

	平均寿命	健康寿命	平均介護期間
男性 >	81.47歳	72.68歳	8.79年
女性 >	87.57歳	75.38歳	12.19年

出典：厚生労働省「令和3年簡易生命表の概況」、「第18回健康日本21(第二次)推進専門委員会 資料」(令和4年6月)

親子のちからは、公的介護保険制度ではカバーしきれない 公的介護利用限度額超過分・対象外サービス分を補償します



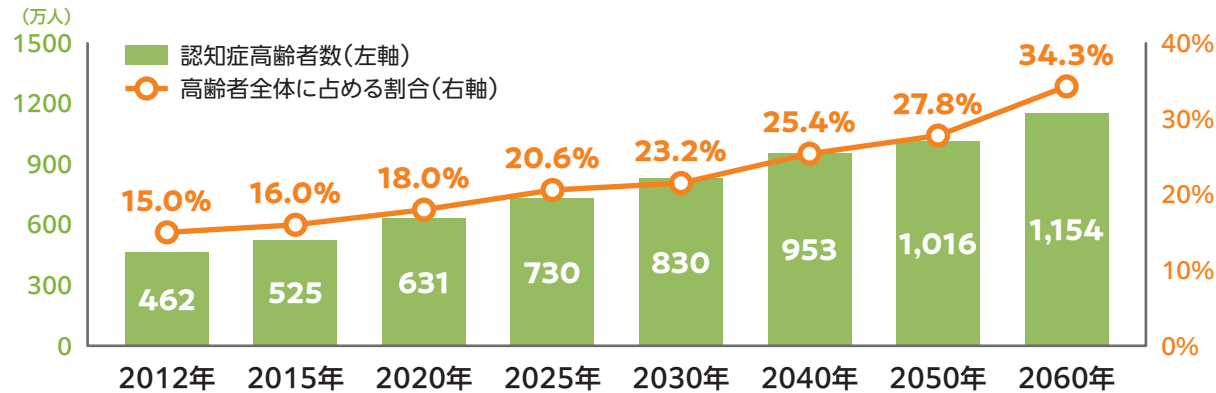
特長 2 要介護1から補償

- 認知症高齢者数の高齢者に占める割合は年々上昇
- 2025年には65歳以上の高齢者のうち5人に1人が認知症患者
- 要支援・要介護認定者のうち約6割が認知症

※要介護1の場合、その認定時の「認知症高齢者の日常生活 自立度判定基準」の判定で、医師からⅡa以上の診断を受けている状態にかぎりず。

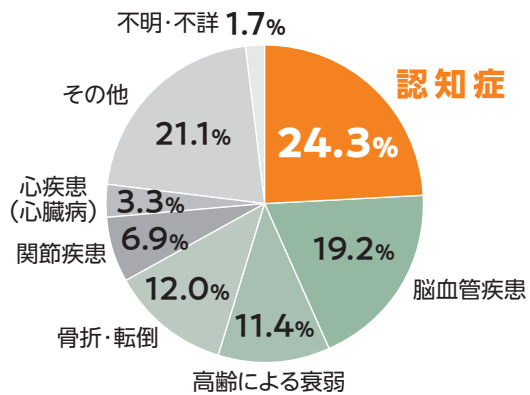
認知症のリスク

認知症高齢者の数と高齢者全体に占める割合



出典：厚生労働省「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要」(平成27年)を基に作成

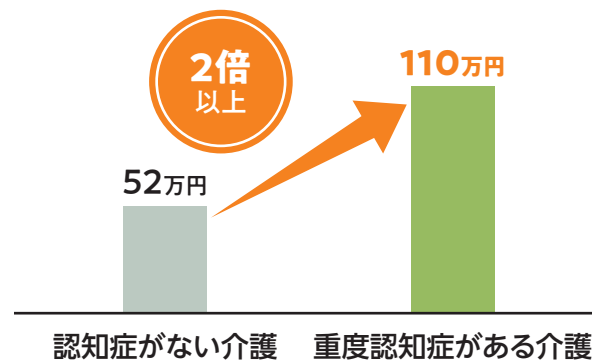
介護が必要となった主な原因



介護が必要となる原因は認知症が最多

出典：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

在宅介護にかかる年間費用



重度認知症がある介護は、認知症がない介護と比較し、2倍以上の費用が発生

出典：公益社団法人家計経済研究所「在宅介護にかかる総費用・時間の実態」
厚生労働省「平成24～25年度認知症者の生活実態調査結果」

認知症になるとこんな症状がでます



記憶障害

その他 失語・失認・失行、理解力・判断力の低下、妄想、不安・抑うつ、暴力・暴言、幻覚・錯覚、など



見当識障害



実行機能障害



行方不明

特長 3 認知機能低下の予防から介護まで幅広くサポート！



認知機能チェックや認知機能低下の予防サービスを中心に、介護関連サービスの情報も網羅したプラットフォーム(WEBサービス)です。

SOMPO笑顔倶楽部のサポート機能



知る

無償

基礎知識から認知機能低下の予防に向けた活動まで、充実の情報を提供します。

- (例)
- 認知症の基礎知識
 - 認知症の最新情報
 - 専門家コラム
 - 早期発見・予防に向けた行動紹介

MCIや認知症に関する正しい知識の取得、早期発見・備えのための活動を支援します。



チェックする

無償※

認知機能チェックツールの提供により、認知機能低下の早期発見に寄与します。結果データを蓄積し、経年での変化を追うことが可能です。

※一部有償のサービスがあります。
※認知症の診断ツールではありません。



長期的にチェックを行えるため、認知機能低下の早期発見につなげることが可能です。



ケアする

介護が必要な状態になった場合に備え、SOMPOケア(介護事業)をはじめとする介護関連サービスをご紹介します。



介護関連サービスをご紹介します、介護の不安・負担の軽減をお手伝いします。



予防する

あなたに合ったサービスをご提案するツール「サービスナビゲーター」をご利用いただけます。パートナー企業と連携し、早期発見から運動、生活習慣のサポートプログラムなど、幅広いサービスを選択いただけます。



専門分野に特化したパートナーと連携し、サービス提供を行います。



支える

家族会員としてご家族にもご登録いただくことで、周りの方々にもサポート機能を提供します。

「SOMPO笑顔倶楽部」会員向けサービスの一部

施設介護には



全国で約300の介護付きホーム、約130のサービス付き高齢者向け住宅等を運営する「SOMPOケア」では、ご希望のエリアやお身体の状態等をお伺いし、介護付きホーム・サービス付き高齢者向け住宅・グループホームなど、お勧めのホームをご案内します。※在宅サービスもご用意しています。

在宅介護には



SOMPOケアフーズが提案する在宅介護向けお食事宅配サービスです。食事される方の「噛む」「飲み込む」力に合わせて3つの食形態をご用意しており、一食340円～ご利用いただけます。

特長

4

認知症サポート
SOMPO 笑顔倶楽部

では一部コンテンツを
無料でご提供！



国の介護保険はあるけど、施設に入居することになったら
いくらくらいかかる？どのくらいのお金を準備したらいいの？

● 利用料シミュレーション ●

SOMPOケア社が運営する介護付ホーム「そんぽの家」の
利用料シミュレーションが可能です！

SOMPO 笑顔倶楽部
介護施設の利用料シミュレーション

介護施設をご利用された場合、どれくらい費用がかかるのでしょうか。
事前準備として、SOMPOケア社が運営する介護付ホーム「そんぽの家」の利用料シミュレーションが可能です。

※全国平均は、全国のそんぽの家の施設利用料の平均をベースにしておりますので、参考値としてお考えください。

施設所在地（都道府県）の選択 **東京都**

施設利用期間 **全国平均利用期間（約2年9ヶ月）**

試算する

ご利用になりたい施設が
所在する都道府県と、利用したい
期間を選択してクリック！

在宅介護をした
場合の自己負担額も
併せて表示されます

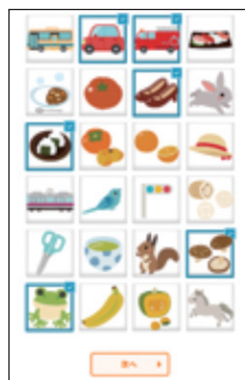
参考自己負担額：	約 825 万円
内訳	
介護保険自己負担額 （1割負担の場合）	
＊介護保険自己負担1割の場合	
施設利用料 （賃料・食費・その他）	約 736 万円
＊医療費や余暇活動費等は別	
＊ご参考	
在宅介護の自己負担額合計	約 322 万円
＊利用料に別途かかる費用 （住宅改修・福祉用具レンタル等）	約 69 万円
毎月自己負担額合計	約 253 万円
＊毎月月額負担額は月4.6万円 ＊在宅の介護期間の平均は約4年7ヵ月 公益社団法人 生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」	

施設を利用した場合の
自己負担額が確認できる！



自分や家族の**認知機能**は大丈夫か心配…

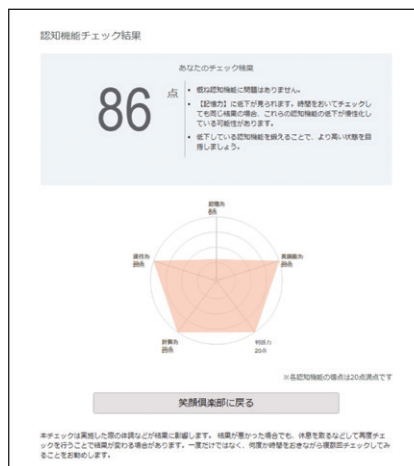
● 「認知機能チェック」で定期確認 ●



▲短期記憶の問題：物を覚える



▲判断力の問題：重なる絵を答える



楽しみながら10の問題に答えていくとご自身の認知機能スコアが確認できます。
定期的にチェックすることは**認知機能低下の早期発見と、早期の予防活動**に繋がります。

無料で体験

利用料シミュレーション ▶



認知機能チェック ▶



「親子のちから」では**2種類**の 保険金をお支払いします

1

親介護費用保険金

親御さま(対象者)が所定の要介護状態となった場合に、介護のために対象期間中に利用した、被保険者が負担した次の**①から⑥**の費用を合算し、保険金額を限度に被保険者(対象者の子)にお支払いします。ただし、**⑤**および**⑥**については、それぞれの費用について別途定める保険金額を限度とします。

①介護サービス利用費用

対象者(親)が公的介護保険の利用限度額を超えて介護サービスを利用した場合や、公的介護保険の自己負担部分を補償します。

②家事代行サービス利用費用

対象者(親)または被保険者(子)が利用した家事代行費用を補償します。

③安否確認サービス利用費用

対象者(親)または被保険者(子)が、対象者(親)の安否を確認するためのサービス(※)費用を補償します。
※カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者がその役務または情報の提供を行うサービスをいいます。

④配食サービス利用費用

対象者(親)または被保険者(子)が、対象者(親)のために配食サービスを利用した費用(※)を補償します。
※期間または回数を定めて継続的に行うサービスをいいます。

⑤住宅改修費用

対象者(親)の介護を目的として、対象者(親)居住の住宅を改修した費用を補償します。
(注1)公的介護保険により支払われるべき費用は除きます。
(注2)住宅改修費用は親介護費用保険金の請求時の限度額または100万円のいずれか低い金額をお支払限度とします。

⑥有料老人ホーム等入居費用

対象者(親)が有料老人ホーム等(※1)に入居するための費用(※2)を補償します。
(※1) 次のa～cまでのいずれかに該当する施設をいいます。
a.老人福祉法(昭和38年法律133号)に定める有料老人ホーム
b.老人福祉法に定める軽費老人ホーム
c.高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅。なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人保健施設、介護医療院、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居は、上記に該当しません。
(※2) 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。
(注) 有料老人ホーム等入居費用は親介護費用保険金の請求時の限度額または300万円いずれか低い金額をお支払限度とします。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。



2

諸費用保険金

親介護費用保険金を支払われる場合にその保険金の**10%**を別にお支払いします。

保険金のお支払い例

例えば…

- 親介護費用保険金額500万円
 - 諸費用保険金割合10%(50万円限度)
- 骨折入院をきっかけに認知症状がみられたため、公的介護保険を申請し、要介護1・認知症生活自立度Ⅱaと診断された場合(自己負担1割)。

退院後1か月でかかる費用は……

介護サービス(公的介護対象)部分

①訪問介護サービス(身体介護)	236,300円/月
②ショートステイ(従来型個室・福祉施設利用)	12,500円/月
③介護ベッドレンタル(テーブル、手すり、マットレスを含む)	13,000円/月
④車いすレンタル	4,000円/月
⑤松葉杖レンタル	200円/月

①+②+③+④+⑤=266,000円が公的介護保険対象のサービス利用合計額。そのうち、167,650円が要介護度別支給限度額(要介護1の場合)として支給される。

- ▶ 公的介護保険の自己負担分 $167,650 \times 10\% = 16,765$ 円が公的介護要介護度別支給限度額(要介護1)の自己負担分
- ▶ 公的介護保険の限度額超過分 $266,000 - 167,650 = 98,350$ 円が支払限度額超過分(上乗せサービス分(全額自己負担))

家事代行サービス部分

- ▶ 居住住宅の対象者(親)専用部分以外を含む清掃として 1時間×2回×4週間= **31,680円**

親介護費用保険金として

介護サービス(公的介護対象)部分

公的介護保険の自己負担分 公的介護保険の限度額超過分

16,765円 + **98,350円** + **31,680円**

退院後1か月でかかる費用は **146,795円**

+ さらに 諸費用保険金として **14,680円** (親介護費用保険金×10%) = 「親子のちから」がお支払いする保険金 **161,475円**

保険加入

要介護状態該当

保険加入後(要介護状態になる前)



保険加入後は…
SOMPO笑顔倶楽部※2が日常生活をご支援します!

要介護状態に該当してから最大10年間補償

要介護状態に!※1



要介護状態該当後は…
被保険者(対象者の子)が負担した所定の費用※3が、保険金としてお支払いの対象になります!

- ※1 要介護1かつ認知症生活自立度がⅡa以上、あるいは、要介護2以上を「要介護状態」といいます。詳細はP9をご参照ください。
- ※2 サービス利用費用はお客さま負担です。
- ※3 支払い対象費用の詳細はP7をご参照ください。

「親子のちから」所定の介護状態

補償対象とする公的介護の要介護度および認知症生活自立度

要介護1かつ認知症生活自立度Ⅱa以上 または 要介護2~5 を補償します

要介護度

公的介護の要介護度は下表のとおり区分されます。

本人または家族が市町村の介護保険窓口へ申請してから、訪問調査、主治医意見書、介護認定審査会を経て判定されます。

要介護度	身体の状態(例)	対 象
自 立	要介護状態ではなく、社会的支援も不要な状態	補償対象外
要支援	1 要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	
	2 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	
要介護	1 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	条件付で補償対象 認知症生活自立度Ⅱa~
	2 軽度の介護を必要とする状態	補償対象
	3 中等度の介護を必要とする状態	
	4 重度の介護を必要とする状態	
	5 最重度の介護を必要とする状態	

要介護状態の認定の目安とは?

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
・食事や排せつに時々、介助が必要 ・立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い	・食事や排せつに何らかの介助が必要 ・立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要	・食事や排せつに一部介助が必要 ・入浴などに全面的に介助が必要 ・片足での立位保持ができない	・食事に一部介助が必要 ・排せつ、入浴などに全面的に介助が必要 ・片足での立位保持がほとんどできない	・日常生活を遂行する能力は著しく低下し、日常生活全般に介護が必要 ・意思の伝達がほとんどできない

認知症高齢者の日常生活自立度

認知症高齢者の日常生活自立度は厚生労働省の定めるもので、要介護の判定を行う際に主治医が作成する主治医意見書において、記載必須項目とされています。

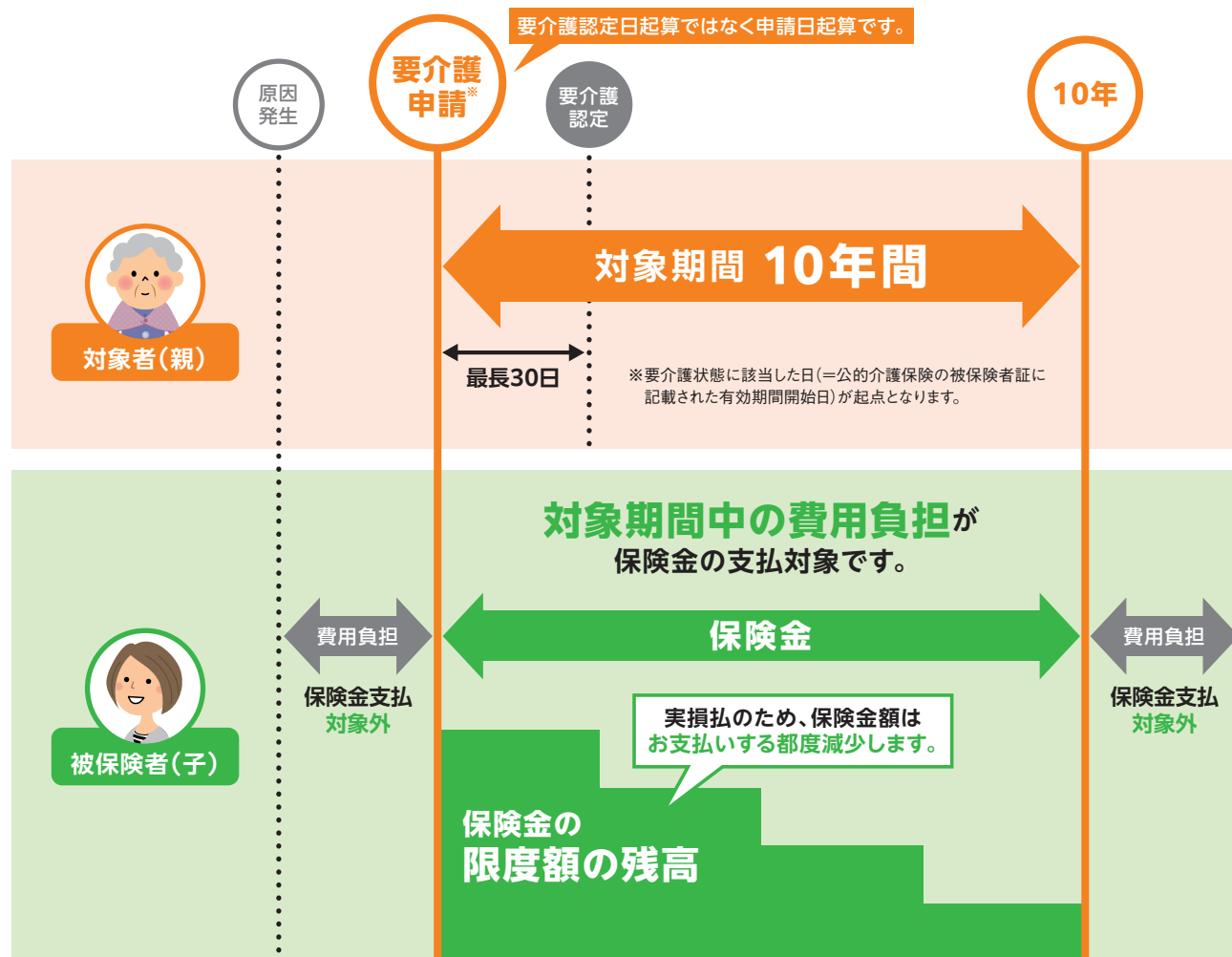
ランク	判定基準	対 象
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している	要介護1であっても補償対象とする条件
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる	
	II a 家庭外でも上記IIの状態がみられる	
	II b 家庭内でも上記IIの状態がみられる	
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々みられ介護を必要とする	
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる	
	III b 夜間を中心として上記IIIの状態がみられる	
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ常に介護を必要とする	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ専門医療を要する	

対象期間と支払限度額

「保険期間中に保険金をお支払いする要介護状態に**対象者(親)**が該当した場合に、その日から保険金をお支払いする期間(対象期間※)」は**最長10年**となります。

- ・保険金額は、対象期間10年の通算限度額です。
- ・月ごとと年ごとの限度額ではないため、介護に関わる費用の変動にも対応します。

※対象期間 対象者(親)が保険金を支払うべき要介護状態に該当した場合において、その要介護状態に該当した日から保険金を支払う対象期間を経過する日までの期間をいいます。



対象期間は、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって終了します。

- ① 対象者(親)が要介護状態に該当しなくなった場合 ② 対象者(親)が死亡した場合 ③ 被保険者(子)が死亡した場合

無効と失効

- ・対象者が保険期間の開始日までには要介護状態となってしまった場合は無効(その保険契約のすべての効力が、保険期間開始日の前日から生じなかったものとして取扱うこと)となります。
- ・要介護状態に該当した場合、要介護状態に該当した日の翌日に失効します。以降の保険料はいただきません。

(注)要介護状態に該当した日の翌日に保険契約は失効します。

健康状態に関する告知について

- 加入にあたっては、対象者(被保険者の親)の「健康状態に関する告知書」をご提出いただく必要があります。
 - 対象者には、被保険者の親または被保険者の配偶者の親を指定することができます。
 - 告知書は**被保険者(対象者の子)ご自身が告知者**として、対象者(被保険者の親)の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等についてありのままをご記入ください。
 - 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- (注1)口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- (注2)告知書の署名は被保険者本人自らが告知し、ご署名ください。被保険者と異なる加入者等による代理告知はできません。
- (注3)「ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

お子さまが親御さまの状態を告知ください。



親介護費用保険金の直接支払いサービスなど

お客さまに介護サービス費用を立て替えていただく必要はありません。

被保険者(子)が損保ジャパンと提携する事業者から費用の請求を受け、親介護費用保険金をお支払いする場合は、損保ジャパンにご依頼いただければ、その事業者には保険金を直接支払うことができます。なお、保険金支払時の提携事業者からのサービス購入や直接支払サービスの利用は任意であり、利用を義務付けるものではありません。

キャッシュレスでサービス利用♪



直接支払利用のお申し出



対象者もしくは被保険者(子)がサービス利用後、保険金を提携事業者へお支払い!



介護事業者

保険金直接支払におけるご注意事項

- 提携事業者の選定基準(業績・財務・コンプライアンス)は損保ジャパンの定めるところにより決定します。
- 提携事業者名は右記「事業者名」に記載しています。
- 被保険者は親介護費用保険金を直接受け取ることも可能です。
- 提携事業者からサービスの提供を受けた場合において、保険金がサービスの対価に満たないときは、被保険者は不足分をお支払いいただきます。
- 提携事業者のサービス等の提供が困難になる場合として次のようなケースが想定されます。
 - ・提携事業者が損保ジャパンの定める選定基準を満たさなくなった場合
 - ・提携事業者が損保ジャパンの改善要求に対して誠実に履行しない場合
 - ・提携事業者が廃業・倒産等により事業を継続できない場合 など

費用	事業者名
安否確認サービス利用費用	総合警備保障株式会社(ALSOK)
住宅改修費用	株式会社フレッシュハウス 株式会社LIXILトータルサービス
有料老人ホーム等入居費用	SOMPOケア株式会社

(ご注意)提携事業者は、2024年9月現在の内容です。お客さまに事前にご案内なく変更となる場合があります。

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

ご加入いただいている皆さまにお電話にて**24時間・365日**気軽にご利用いただける無料電話相談サービスです。

介護はもとより**育児や法律、税金**など幅広くご相談いただけます。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

離れていても安心!

お元気コール

「お元気コール」は経験豊富なオペレーターが、離れて暮らす対象者(親御さま)に定期的に連絡し、お話し相手となり、健康状況やご様子を確認し、サービス利用者(被保険者等、本サービスに登録された方)にメールで状況報告をするサービスです。

離れて暮らす対象者(親御さま)がいらっしゃる場合は、是非ご利用ください。

- 担当オペレーターが定期的にお電話しますので、親近感、安心感をもっていただけます。
- 単にお元気かどうかの確認をするのではなく、状況に応じたきめ細やかなヒアリングを行った上で適切な対応を行います。
- 確認できた様子を定型メールで、サービス利用者さま等にお知らせします。

損害保険ジャパン株式会社でございます。弊社サービスのご利用、誠にありがとうございます。

下記のとおり、コールセンターから、お元気コールを行いましたので、確認できました。ご様子についてお知らせいたします。

【ご様子・対応内容】

「先日より腰が痛くて動くのがきつい状況です。病院は行っています。痛みがひきませんとのこと……」



保険金額と保険料

保険期間：1年

対象期間：10年

団体割引：30%

払込方法：月払

	保険金額 ^(※1)			
プラン名	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
保険金額	300万円	500万円	700万円	1,000万円
年齢区分 ^{(対象者(親)の満年齢)^(※2)}	保険料			
40-44歳	340円	360円	380円	390円
45-49歳	380円	420円	450円	490円
50-54歳	450円	540円	610円	700円
55-59歳	620円	810円	960円	1,150円
60-64歳	970円	1,390円	1,720円	2,140円
65-69歳	1,750円	2,670円	3,390円	4,310円
70-74歳	3,390円	5,350円	6,880円	8,840円
75-79歳	6,620円	10,650円	13,800円	17,820円
80-84歳	12,380円	20,080円	26,120円	33,820円
85-89歳	20,830円	33,930円	44,180円	57,280円

+

制度維持費^(※)

180円

※制度維持費は、事務手続き費用等に使用されます。

(※1) 対象期間(10年)通算でのお支払限度額となります。

(※2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点の満年齢)となります。

(注1) 住宅改修費用としてお支払いする保険金は100万円を限度とします。

(注2) 有料老人ホーム等入居費用としてお支払いする保険金は300万円を限度とします。

(注3) 親介護費用保険金とは別枠で、親介護費用保険金の10%の額を諸費用保険金としてお支払いします。

(注4) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2024年9月現在)

ご注意

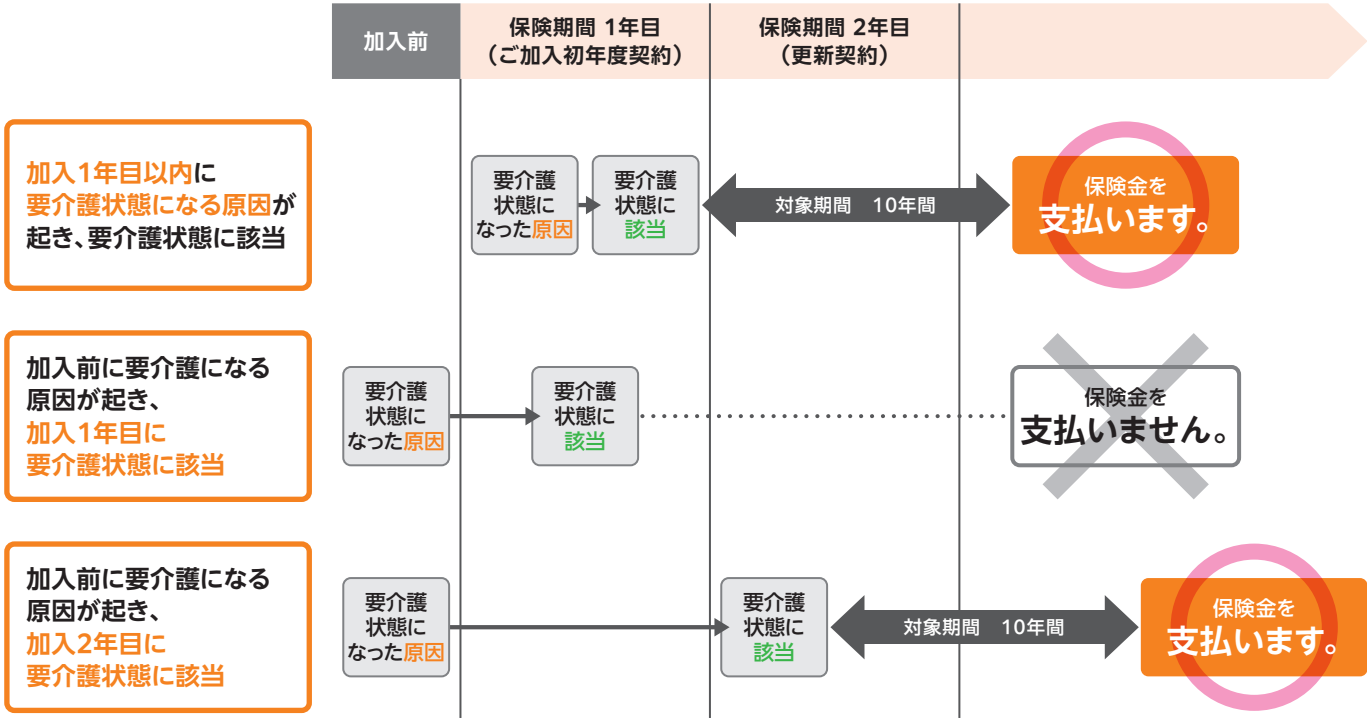
本保険は、介護を受ける親御さま(対象者)の年齢により保険料が変わります。
また、**満40歳から満79歳までの方が新規加入いただけます。継続は、満89歳まで可能です。**

(注1) 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

(注2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点の満年齢)となります。

(注3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

保険期間と支払責任について



SOMPO笑顔倶楽部について

SOMPO笑顔倶楽部の主なコンテンツ

【認知症知識・最新情報】 認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。

【認知機能チェック】 認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスをご提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。

【サービスナビゲーター】 お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスをご提示します。

【認知機能低下の予防サービスの紹介】 予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下予防につながるサービスをご紹介します。(※)

【介護に関するサービスの紹介】 SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービス(介護相談、施設見学、体験入居、介護実技研修等)をご紹介します。(※)

(※) パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

(注1) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

(注2) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

(注3) 本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

(注4) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。

(注5) 写真、イラストはイメージです。実際に提供されるサービスとは異なる場合があります。

(注6) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注7) 本サービスのご利用方法については、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスとお元気コールに関する注意事項

・「SOMPO 健康・生活サポートサービス」は、損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。「お元気コール」は、株式会社NTTマーケティングアクトProCXが提供します。

・「お元気コール」は、サービス利用時点における「親子のちから」の被保険者さま、対象者さま、およびそのご家族の方がご利用できます。サービスの詳しい内容につきましては、サービス利用規約をご確認ください。

・「SOMPO 健康・生活サポートサービス」は、加入者さま、被保険者さま、および対象者さまがご利用できます。ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

・「SOMPO 健康・生活サポートサービス」のご利用は、日本国内からにかぎります。また、ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

・本サービスは、予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

*「SOMPO 健康・生活サポートサービス」の電話番号または「お元気コール」の登録方法などについては、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

加入者ご本人以外の被保険者（対象者の子）、対象者（被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、親介護費用補償特約をセットしたものです。

■保険契約者：東京土建一般労働組合　どけん共済会

■保険期間：2025年6月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日：2025年5月9日（金）

（1）中途加入
毎月10日（毎月10日までの受付分は、翌々月1日に補償開始）

（2）変更手続き（中途脱退、預金口座変更、加入者名・住所変更など）
毎月10日付での変更を受け付けています。
変更月の前々月10日までに取扱代理店まで申し出ください。
なお振替口座は変更月の翌々月27日より変更されます。

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：東京土建一般労働組合の構成員および組合員

●被保険者：東京土建一般労働組合の構成員および組合員のご家族（配偶者・子供および同居の親族）の方が被保険者となります。
ただし、未成年者を除きます。

●対象者：《親子のちから》被保険者の親または、被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方になります。
（新規加入の場合、満40歳以上79歳以下（継続加入は89歳以下）までの方が対象となります。）

●お支払方法：掛金（注）は補償開始翌月の27日（休日の場合は翌営業日）より毎月引落としとなります。
（注）月払保険料に制度維持費（180円）が加算されたものです。制度維持費は引き落とし口座を同じくする加入者ごとに加算され、事務手続き費用等に使用されます。

●お手続方法：ご加入手続きは支部で行っております。必要書類にご記入のうえ、ご提出ください。
- 保険期間中における契約の取扱い：中途加入・脱退・その他の変更をご希望の場合は必ず事前に募集代理店までご連絡（通知）をお願いします。
通知がないと、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできない場合があります。

●保険契約開始時点のご加入人数により、保険料または保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入対象者	お手続き方法
新規加入の皆さま	加入依頼書兼告知書および口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、ご提出いただきます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合												
親介護費用保険金	対象者（被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方。以下同様とします。）が要介護状態（※1）に該当したことにより、被保険者が日本国内において対象者の介護のために対象期間（※2）中に利用した（※3）次の①から⑥までの費用（※4）を合算し、保険金額を限度に被保険者にお支払いします。 ただし、⑤は100万円限度、⑥は300万円限度とします。また、公的介護保険制度等の給付等がある場合は、その額を親介護費用保険金から差し引きます。なお、被保険者が損保ジャパンと提携する事業者から次の①から⑥までの費用の請求を受け、その支払いについて損保ジャパンに求めた場合、損保ジャパンは保険金をその事業者にお支払いすることができます。 <table><tr><td>①介護サービス利用費用</td><td>対象者が介護サービス（※5）を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>②家事代行サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が家事代行サービス（※6）を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>③安否確認サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス（※7）を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>④配食サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が対象者のための配食サービス（※8）を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>⑤住宅改修費用</td><td>対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。</td></tr><tr><td>⑥有料老人ホーム等入居費用</td><td>対象者が有料老人ホーム等（※9）の入居に関する費用（※10）をいいます。</td></tr></table> （※1）要介護状態：用語のご説明「要介護状態」をご確認ください。 （※2）対象期間：用語のご説明「対象期間」をご確認ください。 （※3）利用した：被保険者が実際に費用を負担した場合に保険金をお支払いします。 （※4）サービス等の費用：保険金をお支払いした後に、事業者との契約の解約または取消等により、被保険者が負担した費用が返還された場合は親介護費用保険金の全部または一部の返還を求めることがあります。 （※5）介護サービス：公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスをいい、公的介護保険制度の給付の有無を問いません。 （※6）家事代行サービス：炊事、掃除、洗濯等の世話を行う事業者が、その役務の提供を行うことをいいます。 （※7）安否を確認するためのサービス：カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者が、その役務または情報の提供を行うことをいいます。 （※8）配食サービス：事業者が、調理済みの食事の提供および配達を、期間または回数を定めて継続的に行うことをいいます。 （※9）有料老人ホーム等： 次の①から③までのいずれかに該当する施設をいいます。 ①老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める有料老人ホーム ②老人福祉法に定める軽費老人ホーム ③高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅 なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人保健施設、介護医療院、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居は、上記に該当しません。 （※10）入居に関する費用：有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス（※5）を利用した費用をいいます。	②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス（※6）を利用した費用をいいます。	③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス（※7）を利用した費用をいいます。	④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス（※8）を利用した費用をいいます。	⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。	⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等（※9）の入居に関する費用（※10）をいいます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑦先天性異常 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑨正当な理由なく治療を怠り、要介護状態に該当した場合
	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス（※5）を利用した費用をいいます。												
②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス（※6）を利用した費用をいいます。													
③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス（※7）を利用した費用をいいます。													
④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス（※8）を利用した費用をいいます。													
⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。													
⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等（※9）の入居に関する費用（※10）をいいます。													

（注1）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。
①対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時のお支払条件により算出された保険金の額
②対象者が要介護状態に該当した日のお支払条件により算出された保険金の額

（注2）補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
公的介護保険制度	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。
対象期間	保険金を支払うべき要介護状態に対象者が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から10年を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。 ① 対象者が要介護状態に該当しなくなった場合 ② 対象者が死亡した場合 ③ 被保険者が死亡した場合
対象者	親介護費用補償特約の対象者をいいます。
保険金	親介護費用保険金および諸費用保険金をいいます。
保険金額	親介護費用保険金の保険金額をいいます。
要介護状態	次の①または②のいずれかの状態をいいます。 ① 要介護状態A 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護1の認定を受けている状態、かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」(平成18年老発第0403003号厚生労働省老健局長通知)の判定において、医師からIIa、IIb、IIIa、IIIb、IVまたはMのいずれかを受けている状態 ② 要介護状態B 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護2から5までのいずれかの認定を受けている状態
要介護に該当した日	対象者が保険期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日 ^(※) をいいます。 (※)有効期間の初日 公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容または加入手続き画面・告知書画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入または加入手続き画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項または加入手続き画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態告知される方(被保険者)がご認識している対象者の病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合は告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

※告知事項について、事実を記入または入力されなかった場合または事実と異なることを記入または入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

※損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入いただけない場合があります。

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)より前に、対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因が生じたときや、対象者が要介護状態に該当したときは、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)より前に、対象者が要介護状態の原因となった事由が生じたときであっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(要介護状態)に該当した場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
(※)継続時に保険金額を増額する等新たに補償を拡大された場合は、新たに補償を拡大された日をいいます。

3.ご加入後における留意事項

- 加入依頼書または加入手続き画面等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
(被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について)
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 保険金の請求状況や被保険者または対象者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 〈重大事由による解除等〉
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者(保険金受取人)または対象者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4.責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の2025年6月1日午後4時から1年間に始まります。
※中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌々月1日(10日過ぎの受付分は3か月後の1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 対象者が保険金支払事由(要介護状態)に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	対象者の要介護状態が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、要介護状況説明書、公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証明する書類 など
③	公の機関や医療機関等関係先への調査のために必要な書類	同意書 など
④	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	保険金支払いの対象となる費用を負担したことおよび内容を証明する書類または当会社と提携する事業者からその費用の請求書、有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書、労働災害補償制度を利用したことを示す書類 など

(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、前述以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 前述の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガにより対象者が要介護状態に該当された場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。
損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。
なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については 損保ジャパン 公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

介護・認知症補償の必要性

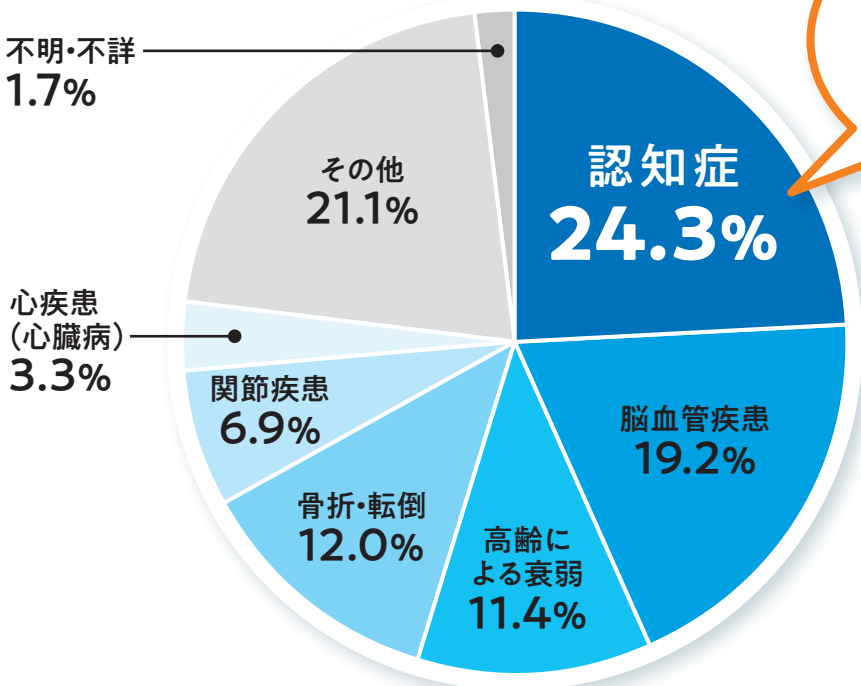
ご存じですか？

認知症によって介護が必要な人が多いです

- 介護が必要となった主な原因の第1位は認知症であり、要介護者の24.3%を占めています。
- 一方で、認知症以外の原因が残りの7割以上を占め、これらの原因で要介護状態になった際にも備えておく必要があります。

要介護者の介護が必要になった主な原因

出典：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」



認知症は
要介護状態になる
原因第1位

本商品による補償

介護一時金
最大300万円

軽度認知障害等一時金
最大30万円

さまざまな原因で介護が必要となることが想定されますが、介護・認知症サポートプランでは所定の要介護状態に該当すれば、**介護一時金として最大300万円**をお支払します。
また、最大の要因である認知症やその前段階となる軽度認知障害(MCI)の状態の場合は、(要介護状態に該当しなくても)**軽度認知障害等一時金として最大30万円**をお支払します。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

認知症サポートプランは

ご加入者 が介護・認知症に該当された場合に
一時金をお支払いする制度です(※)

(※) 認知症サポートプランは、団体医療保険(疾病のみ/入院・通院・手術)に
介護一時金支払特約と軽度認知障害等一時金支払特約をセットした商品です。

介護・認知症サポートプラン(団体医療保険にセットが可能です)

ご加入者(被保険者)が所定の介護状態・認知症に該当した場合、保険により金銭的な負担をカバーするとともに、付帯サービスのSOMPO笑顔倶楽部などにより、認知障害の予防や要介護状態となった場合に役立つ情報の提供やサービスのご紹介が可能です。

※加入対象者は、東京土建一般労働組合の構成員および組合員となります。

1 保険による金銭面の補償

介護一時金支払特約 **最大300万円**

- 以下①または②のいずれかに該当した場合に、被保険者に一時金をお支払いします。
- ① 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合
 - ② 損保ジャパンが定める所定の要介護状態が90日を超えて継続した場合
- (注) 損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

軽度認知障害等一時金支払特約 **最大30万円**

軽度認知障害(MCI)または認知症と診断確定されたとき、被保険者に一時金をお支払いします。



2 付帯サービスによる支援



- ・ 認知症知識・最新情報
- ・ 認知機能チェック
- ・ 介護に関するサービスの紹介 など

SOMPO 健康・生活サポートサービス

補償内容

基本補償

疾病のみ※ケガの補償は対象外です。

入院	●病気がんも、入院1日目から補償します。 1回の入院で180日までお支払します。 (注)入院の場合、ご継続の保険期間を通じて1000日分までお支払いします。
手術	●病気・手術を受けたときに以下を補償します(一部の軽微な手術は対象外)。 入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外 来 の 手 術：入院保険金日額の5倍
通 院	●継続して4日を超えて入院された後の退院後の通院を補償します。 (1回の通院責任期間につき90日限度)

基本補償

介護一時金支払特約

介護一時金	被保険者が保険期間中に、疾病や傷害などにより公的介護保険制度における要介護2から5までに該当する認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、90日を超えて継続した場合に一時金をお支払いします。 ※損保ジャパンが定める要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。
-------	--

オプション補償

軽度認知障害等一時金支払特約

軽度認知障害等一時金	被保険者が初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合に、軽度認知障害等一時保険金をお支払いします。
------------	---

保険金額と保険料①

入院日額(疾病のみ)：5,000円

退院後通院日額(疾病のみ)：2,500円

保険期間：1年

団体割引：30%

払込方法：月払

	保険金額					
プラン名	Eプラン	Fプラン	Gプラン	Hプラン	Iプラン	Jプラン
入院日額(疾病のみ)	5,000円		5,000円		5,000円	
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外 来 の 手 術：入院保険金日額の5倍					
退院後通院日額 (疾病のみ)	2,500円		2,500円		2,500円	
介護一時金支払特約	100万円		200万円		300万円	
軽度認知障害等 一時金支払特約	30万円	－	30万円	－	30万円	－
被保険者年齢	保 険 料					
15-19歳	750円	320円	760円	330円	760円	330円
20-24歳	750円	320円	760円	330円	760円	330円
25-29歳	860円	430円	870円	440円	870円	440円
30-34歳	950円	520円	960円	530円	960円	530円
35-39歳	1,000円	570円	1,010円	580円	1,010円	580円
40-44歳	1,070円	640円	1,090円	660円	1,100円	670円
45-49歳	1,230円	800円	1,270円	840円	1,310円	880円
50-54歳	1,490円	1,060円	1,570円	1,140円	1,640円	1,210円
55-59歳	2,210円	1,620円	2,370円	1,780円	2,530円	1,940円
60-64歳	3,040円	2,280円	3,360円	2,600円	3,680円	2,920円
65-69歳	4,600円	3,470円	5,150円	4,020円	5,700円	4,570円
70-74歳	7,530円	5,490円	8,700円	6,660円	9,870円	7,830円
75-79歳	12,050円	8,570円	14,500円	11,020円	16,950円	13,470円
80-84歳	20,020円	14,560円	24,950円	19,490円	29,880円	24,420円
85-89歳	31,040円	23,240円	40,240円	32,440円	49,440円	41,640円

+

制度維持費(※)

180円

※制度維持費は、事務手続き費用等に使用されます。

ご注意

本保険は、被保険者の年齢により保険料が変わります。
また、**満15歳から満79歳までの方が新規加入**いただけます。**継続は、満89歳まで可能**です。

(注1) 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は中途加入日)時点の満年齢によります。
(注2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点の満年齢)となります。
(注3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
(注4) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります(2024年9月現在)。

保険金額と保険料②

入院日額(疾病のみ)：3,000円

退院後通院日額(疾病のみ)：1,500円

保険期間：1年

団体割引：30%

払込方法：月払

	保険金額					
プラン名	Kプラン	Lプラン	Mプラン	Nプラン	Oプラン	Pプラン
入院日額(疾病のみ)	3,000円		3,000円		3,000円	
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外 来 の 手 術：入院保険金日額の5倍					
退院後通院日額 (疾病のみ)	1,500円		1,500円		1,500円	
介護一時金支払特約	100万円		200万円		300万円	
軽度認知障害等 一時金支払特約	30万円	－	30万円	－	30万円	－
被保険者年齢	保 険 料					
15-19歳	640円	210円	650円	220円	650円	220円
20-24歳	640円	210円	650円	220円	650円	220円
25-29歳	710円	280円	720円	290円	720円	290円
30-34歳	750円	320円	760円	330円	760円	330円
35-39歳	780円	350円	790円	360円	790円	360円
40-44歳	820円	390円	840円	410円	850円	420円
45-49歳	930円	500円	970円	540円	1,010円	580円
50-54歳	1,100円	670円	1,180円	750円	1,250円	820円
55-59歳	1,640円	1,050円	1,800円	1,210円	1,960円	1,370円
60-64歳	2,260円	1,500円	2,580円	1,820円	2,900円	2,140円
65-69歳	3,440円	2,310円	3,990円	2,860円	4,540円	3,410円
70-74歳	5,800円	3,760円	6,970円	4,930円	8,140円	6,100円
75-79歳	9,610円	6,130円	12,060円	8,580円	14,510円	11,030円
80-84歳	16,180円	10,720円	21,110円	15,650円	26,040円	20,580円
85-89歳	25,430円	17,630円	34,630円	26,830円	43,830円	36,030円

+

制度維持費(※)

180円

※制度維持費は、事務手続き費用等に使用されます。

ご注意

本保険は、被保険者の年齢により保険料が変わります。
また、満15歳から満79歳までの方が新規加入いただけます。継続は、満89歳まで可能です。

(注1) 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は中途加入日)時点の満年齢によります。

(注2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点の満年齢)となります。

(注3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

(注4) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります(2024年9月現在)。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

加入者ご本人以外の被保険者にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、介護一時金支払特約、軽度認知障害等一時金支払特約をセットしたものです。

■保険契約者：東京土建一般労働組合 どれん共済会

■保険期間：2025年6月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日：2025年5月9日(金)

(1) 中途加入

毎月10日(毎月10日までの受付分は、翌々月1日に補償開始)

(2) 変更手続き(中途脱退、預金口座変更、加入者名・住所変更など)

毎月10日付での変更を受け付けています。

変更月の前々月10日までに取扱代理店までお申し出ください。

なお振替口座は変更月の翌々月27日より変更されます。

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：東京土建一般労働組合の構成員および組合員

●被保険者：東京土建一般労働組合の構成員および組合員のご家族(配偶者・子供および同居の親族)の方が被保険者となります。

(新規加入の場合、満15歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)までの方が対象となります。)

●お支払方法：掛金(注)は補償開始翌月の27日(休日の場合は翌営業日)より毎月引落としとなります。

(注) 月払保険料に制度維持費(180円)が加算されたものです。制度維持費は引き落とし口座を同じくする加入者ごとに加算され、事務手続き費用等に使用されます。

●お手続き方法：ご加入手続きは支部で行っております。必要書類にご記入のうえ、ご提出ください。

ご加入対象者	お手続き方法
新規加入の皆さま	加入依頼書兼告知書および口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、ご提出いただきます。

●保険期間中における契約の取扱い：中途加入・脱退・その他の変更をご希望の場合は必ず事前に募集代理店までご連絡(通知)をお願いします。通知がないと、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできない場合があります。

●保険契約開始時点のご加入人数により、保険料または保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1000日が限度となります。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
	疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(つづき)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ② 先進医療に該当する手術^(※2) ③ 放射線治療に該当する診療行為 【入院中に受けた手術の場合】 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10 (倍) 【外来で受けた手術の場合】 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5 (倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、拔牙手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (2) 骨髄幹細胞採取手術^(※1)(※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。	前ページと同じです。
	疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	
疾病退院後通院保険金	保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 疾病退院後通院保険金の額 ＝ 疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
認知障害等一時金	被保険者が、保険期間中に、初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合は、軽度認知障害等一時金をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。	

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

● 特定疾病等対象外について

- 「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。

(注) 「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注) 例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間 (継続契約においても原則として同様です)

〈補償対象外とする疾病・症状の例〉

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患(COPD[慢性気管支炎・肺気腫など])、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく[脳軟化]・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦韧带骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

- ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間(疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。))により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan.html)

用語のご説明(つづき)

用語	用語の定義																								
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為。 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。																								
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。																								
軽度認知障害	軽度認知障害とは、表1に規定される疾病とし、かつ、表2の診断基準を満たすものをいいます。 表1：対象となる軽度認知障害は、「米国精神医学会編DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」中下記のものとしします。 ・アルツハイマー病による軽度認知障害 ・バーキンソン病による軽度認知障害 ・物質・医薬品誘発性軽度認知障害 ・レビー小体病を伴う軽度認知障害 ・他の医学的疾患による軽度認知障害 ・プリオン病による軽度認知障害 ・外傷性脳損傷による軽度認知障害 ・前頭側頭葉変性症による軽度認知障害 ・ハンチントン病による軽度認知障害 ・HIV感染による軽度認知障害 ・血管性軽度認知障害 ・複数の病因による軽度認知障害 (注)「米国精神医学会編DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに軽度認知障害に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。 表2：対象となる軽度認知障害は、次の①から④までの診断基準のすべてに該当するものをいいます。 ①1以上の認知領域(複雑性注意、実行機能、学習および記憶、言語、知覚・運動、社会的認知)において、以前の行動水準から軽度の認知機能の低下があるという証拠があること ②毎日の活動において、自立が阻害されていないこと ③その認知機能の低下が、せん妄の状況でのみ起こるものではないこと ④その認知機能の低下が、他の精神疾患によってうまく説明できないこと(例 うつ病、統合失調症) (注)「米国精神医学会編DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たな診断基準が示されたときには、当会社が必要と認めた場合、新たな診断基準による診断確定を求めることがあります。																								
認知症	(1) 認知症とは、次の①および②のすべてに該当する器質性認知症であることをいいます。 ①脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること ②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること (2) (1)の器質性認知症、器質的な病変あるいは損傷および器質的障害とは、次のとおりとします。 ①器質性認知症：器質性認知症とは、表3に規定される疾病とします。 ②器質的な病変あるいは損傷、器質的障害：器質的な病変あるいは損傷、器質的障害とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、傷害のことをいいます。 表3：対象となる器質性認知症は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」に定められた分類項目中下記のものとしします。 <table><tr><th>分類項目</th><th>コード番号</th></tr><tr><td>アルツハイマー病の認知症</td><td>F00</td></tr><tr><td>血管性認知症</td><td>F01</td></tr><tr><td>ピック病の認知症</td><td>F02.0</td></tr><tr><td>クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症</td><td>F02.1</td></tr><tr><td>ハンチントン病の認知症</td><td>F02.2</td></tr><tr><td>パーキンソン病の認知症</td><td>F02.3</td></tr></table><table><tr><th>分類項目</th><th>コード番号</th></tr><tr><td>ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症</td><td>F02.4</td></tr><tr><td>他に分類されるその他の明示された疾患の認知症</td><td>F02.8</td></tr><tr><td>詳細不明の認知症</td><td>F03</td></tr><tr><td>せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの</td><td>F05.1</td></tr></table> (注)「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに器質性認知症に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。	分類項目	コード番号	アルツハイマー病の認知症	F00	血管性認知症	F01	ピック病の認知症	F02.0	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1	ハンチントン病の認知症	F02.2	パーキンソン病の認知症	F02.3	分類項目	コード番号	ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症	F02.4	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8	詳細不明の認知症	F03	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1
分類項目	コード番号																								
アルツハイマー病の認知症	F00																								
血管性認知症	F01																								
ピック病の認知症	F02.0																								
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1																								
ハンチントン病の認知症	F02.2																								
パーキンソン病の認知症	F02.3																								
分類項目	コード番号																								
ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症	F02.4																								
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8																								
詳細不明の認知症	F03																								
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1																								

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容または加入手続き画面・告知書画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入または加入手続き画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項または加入手続き画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
(告知事項)この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態告知される方(被保険者)がご認識している対象者の病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合は告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ＊告知事項について、事実を記入または入力されなかった場合または事実と異なることを記入または入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＊損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(つづき)

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入いただけない場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
(注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でいただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書(加入手続画面)等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 【被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について】
 - ・被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 【重大事由による解除等】
 - 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【他の身体障害または疾病の影響】

- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の2025年6月1日午後4時から1年間に始まります。
＊中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌々月1日(10日過ぎの受付分は3か月後の1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、次に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	【①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合】死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など 【②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合】修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など 【③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合】ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。
損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。